

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2024年9月2日改定）

掲載日 2024年9月2日

■振替貯金口座規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
25 特殊取扱 (1)～(2) (略) (3) 第1項②については、 <u>払込金を受け入れた日から起算して15日</u> 、同項⑦については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して5年、同項⑧及び⑨については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して10年を経過した場合は、その特殊取扱の請求はできません。 (4) (略)	25 特殊取扱 (1)～(2) (同左) (3) 第1項②については、 <u>別途合意した期間</u> 、同項⑦については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して5年、同項⑧及び⑨については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して10年を経過した場合は、その特殊取扱の請求はできません。 (4) (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2024年4月1日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2024年9月2日</u> から実施します。

以 上